

大学研究者による事業提案制度実施要綱

決定 平成 30 年 6 月 28 日 30 財主財第 61 号

改正 令和元年 5 月 27 日 31 財主財第 39 号

1 実施目的

東京都（以下「都」という。）は、東京に集積されている知を、都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する政策立案へと活用するため、都内大学研究者からの研究成果、研究課題を踏まえた事業提案を募集する仕組みとして、「大学研究者による事業提案制度」を実施する。

2 提案事業の内容

提案事業とは、連携事業、研究調査、連携調整をいう。

- (1) 連携事業とは、研究成果や研究課題等を活かし、都が研究者・大学と連携して実施する、行政課題の解決のための事業をいう。
- (2) 研究調査とは、研究者・大学が実施する、連携事業の実施に必要となる応用研究、実証実験、フィールド調査等をいう。
- (3) 連携調整とは、連携事業の実施期間において、都との連携調整のために必要となる体制等をいう。

3 提案者の要件

学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき設置された、都内に本部が所在する大学に雇用されている研究者。(複数の研究者による提案も可能とする。)

ただし、提案事業の実施に際しては、大学側と連携して進めていくこととなるため、提案者は、所属する大学の推薦を受けた上で提案を行うこととする。

4 対象となる事業

(1) 対象となる事業の要件

次のアからエまでの全ての要件を満たすものを対象とする。

ア 防災力の向上、都市インフラの整備、まちの元気創出、安全・安心の確保、少子・高齢化等を見据えた東京のまちづくり、医療が充実し健康に暮らせるまちづくり、環境先進都市・東京の実現、東京の経済活動・農林水産業の活性化又は国際観光都市・東京の実現のいずれかの分野に該当するもの

イ 3年以内の計画に基づく提案事業であるもの

ウ 計画期間内で、都が行政課題の解決のための連携事業を新たに実施(又は既存事業を拡充)できること

エ 単年度における都からの支援が、研究調査及び連携調整に要する費用については3千万円以内、かつ、連携事業に要する費用については2億円以内の事業であるもの

(2) 対象となる事業から除外するもの

次のアからコまでのいずれかに該当すると認められるものは、対象事業から除外する。

ア (1)アに掲げる分野のいずれにも該当しないもの

イ 提案者の要件を満たさない者が提案したもの

ウ 国、地方公共団体または独立行政法人等から、研究を目的とした資金を受けるもの

エ 国、地方公共団体または独立行政法人等における、同種の事業提案制度等に採択されたもの

オ 企業からの受託研究や、企業の資金等を活用した企業との共同研究として実施するもの

カ 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

キ 商品・役務の開発・販売等や大型研究装置等の製作を直接の目的とするもの

ク 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ケ 公序良俗に反するもの

コ 対象事業としてふさわしくないもの

(ア)都の施策の方向性に反しているもの

(イ)都の施策として既に存在していると認められるもの

(ウ)その他、対象事業から除外すべき事由があるもの

5 提案方法

研究者は、別に定める様式に必要な事項を記載した上で、事業提案を行う。提案に当たっては、必要に応じて、都と事前相談を行うことができる。

6 選考方法

事業提案の受付終了後、有識者等による審査及び都民による投票を行う。採択案は、有識者等による審査及び都民による投票の結果を踏まえ、知事が決定する。

7 投票者

(1) 投票者の要件

投票を行う時点において満 18 歳以上であり、都の区域内に住所を有する者

(2) 投票回数

都民一人当たり一回までとし、投票は取消不可とする。

8 事業化の決定

採択案は、採択年度以降の予算案に反映され、東京都議会における各年度の予算案の議決をもって、採択案の事業化が決定する。

9 事業の実施

都は、提案者の所属する大学と、計画期間における相互連携についての基本協定を締結する。基本協定の中で、提案事業の責任者となる研究代表者を指名する。

提案の内容については、実施に向けた都と研究者・大学との協議の過程で、必要に応じて修正を加えることができる。

10 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る知的財産権等の権利は、原則として、提案者または大学に帰属するが、都はその権利等を無償で使用することができることとする。また、知的財産権の移転等をするときは、合併等による移転の場合を除き、予め都の承認を受けることとする。

なお、権利の帰属等についての詳細は、個別の協定書の中で取り決めることとする。

11 個人情報の取扱い

本制度により保有する個人情報については、東京都個人情報の保護に関する条例(平成 2 年東京都条例第 113 号) その他所要の規定に基づき、適切に処理する。

12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。